

# 特別支援学級 教育課程編成ガイドブック

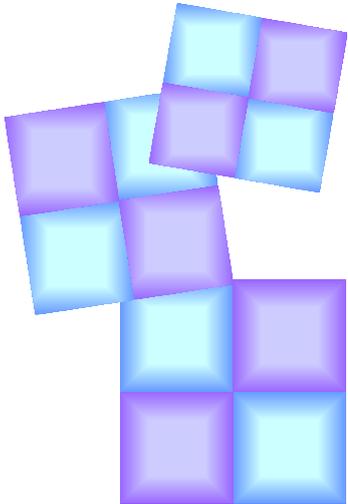
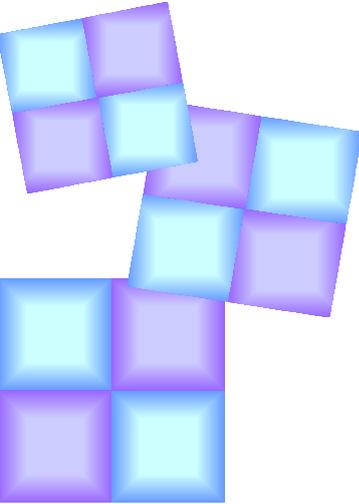
## 作成のねらい

本県では、共生社会の実現に向けて、平成25年度から29年度の5年間、群馬県特別支援教育推進計画の下に、諸施策に取り組んできました。その中で、特別支援学級の教育課程の編成が課題の一つとなっています。

障害者差別解消法が平成28年4月1日に施行され、平成29年3月には、小・中学校の学習指導要領も改訂されました。新学習指導要領では、障害のある児童生徒への指導について、これまで以上に、明確に記述されました。小学校は平成32年度、中学校は平成33年度の完全実施に向けて、その理念を先行実施することとなります。

そこで、今後の完全実施に向けて、「連続性のある多様な学びの場」を意識して特別支援学級の教育課程を編成するため、各小・中学校で資料として活用できるよう、このガイドブックを作成しました。

なお、このガイドブックの内容は、小・中学校、特別支援学校の新学習指導要領に基づいて記述しています。



群馬県総合教育センター  
平成31年1月

## 特別支援学級教育課程編成の考え方

### 特別支援学級「特別の教育課程」

#### 基本

①当該学年の各教科、道徳科、  
外国語活動(小)、総合的な学習の時間、特別活動、  
+ 自立活動

#### 必要がある場合

②下学年の各教科、道徳科、  
外国語活動(小)、総合的な学習の時間、特別活動、  
+ 自立活動

知的障害があり  
②が困難又は  
特に必要がある場合

<sup>注</sup>  
③知的障害者を教育する特別支援学校の各教科、  
道徳科、外国語活動(必要に応じて)、  
総合的な学習の時間(小は設けないこともできる)、  
特別活動、  
+ 自立活動

知的障害が  
ない場合  
編成できない

学びの連続性を意識して  
教育課程を編成しましょう。



<sup>注</sup>知的障害者を教育する特別支援学校（以下、知的特別支援学校という）

#### <根拠となる法令等>

○「学校教育法施行規則第138条」〔特別支援学級に係る教育課程の特例〕

小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級に係る教育課程については、特に必要がある場合は、第50条第1項・・・(中略)・・・の規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

○「小学校(中学校)学習指導要領第1章 第4 2 特別な配慮を必要とする児童(生徒)への指導(1) 障害のある児童(生徒)などへの指導」  
特別支援学級における特別の教育課程について次のように詳しく述べられています。

- イ 特別支援学級において実施する特別の教育課程については、次のとおり編成するものとする。
- (ア) 障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動を取り入れること。
  - (イ) 児童(生徒)の障害の程度や学級の実態等を考慮の上、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えたり、各教科を、知的障害者である児童(生徒)に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実態に応じた教育課程を編成すること。

○「小学校(中学校)学習指導要領解説総則第3章 第4節-2(1)②」

特別支援学級における特別の教育課程、個別の指導計画の作成手順例などについて、解説しています。

## 基本

### ①当該学年の各教科、道徳科、 外国語活動(小)、総合的な学習の時間、特別活動、+ **自立活動**

#### Aさんの例



Aさんは、中学校2年生です。5歳の時に自閉症とADHDの診断を受けています。文字の読み書きにも困難があります。知的障害はありませんが、言葉の意味理解に偏りがあつたり、文字の読み書きに時間がかかったりします。理科が得意で、実験も好きです。書く活動が重なるとストレスとなり、突然、学習プリントを破つたり、大きな声で叫んだりすることがあります。Aさんは、特別支援学級に在籍しています。卒業後は、高校進学を希望しています。

#### (教育課程編成に関する留意事項)

##### <障害の状態を踏まえた特別の教育課程>

Aさんの障害の状態を踏まえて、特別の教育課程を検討しました。Aさんは、知的障害を伴わず、特別支援学級や交流学級での配慮や支援があれば、当該学年の学習が可能と思われるため、当該学年の各教科を基本とし、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための自立活動を取り入れます。

##### <各教科の内容>

現在は、特別支援学級に在籍するAさんですが、障害の状態等が変化すれば学びの場を通常の学級に替える可能性もあります。そこで、学習内容が定着しにくいことなどを理由に下学年の学習内容にとどまったり、履修が可能である各教科の内容にもかかわらず取り扱わなかったりすることがないようにします。

ここで大切なのは、障害の状態に応じて、指導内容を適切に選択し、基礎的・基本的な事項から着実に習得できるようにすることです。



#### ～Aさん(中学校2年生)の実態を踏まえた教育課程及び個別の指導計画の検討～

各教科	国語
	社会
	数学
	理科 *
	音楽 *
	美術 *
	保健体育 *
	技術・家庭 *
	外国語
道徳科	
総合的な学習の時間	
特別活動	

(選択教科を設定できる)

\*は交流及び共同学習



**自立活動**

##### <交流及び共同学習>

言葉の意味理解や文字の読み書きに時間がかかることから、個別の指導を多く必要とする、国語、社会、数学、外国語、道徳科、総合的な学習の時間、特別活動(学級活動)と自立活動は、特別支援学級で学習し、それ以外は、交流学級で交流及び共同学習を行うことにしました。

##### <自立活動>

実態把握に基づき課題を整理し、指導目標を設定しました。その上で、2 心理的な安定(3)「障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること」、3人間関係の形成(3)「自己の理解と行動の調節に関すること」などの項目を選定し、これらに関連付けて、具体的な指導内容を設定しました。自立活動の時間は、週に1時間設定することにし、「読みや書きの困難さを改善するためのコンピュータや電子書籍などの代替手段の活用に関すること」や「自己の行動の振り返りの仕方」などを指導し、教科等でもそれらを活用できるようにすることを個別の指導計画に明記しました。

##### <合理的配慮>

クールダウンの時間や場所・ルール、テストにおける個別の配慮などについて、本人・保護者からの申し出を受けて関係者で話し合いました。その上で、合理的配慮として個別の教育支援計画等に明記し、本人・保護者、学校の関係者で確認しました。

## 必要がある場合

### ② 下学年の各教科、道徳科、 外国語活動(小)、総合的な学習の時間、特別活動 + 自立活動

#### Bさんの例



Bさんは、小学校5年生です。友達との人間関係は良好で、休み時間には学年の友達ともよく遊んでいます。話し言葉による意思疎通では、表面上、困難な姿はあまり見られませんが、国語や算数の学習での遅れや不器用さが見られ、2年生の2学期から登校しぶりが見られるようになりました。個別の知能検査等の結果から、軽度の知的障害があることが分かり、保護者や本人と相談し、3年生から知的障害特別支援学級に在籍しています。音楽や体育は当該学年の内容を学習しています。

#### (教育課程編成に関する留意事項)

##### <下学年の各教科の目標・内容への変更>

特別支援学級の教育課程の基本は、在籍する学校種の当該学年の教育課程です。知的障害を伴わない肢体不自由、身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症・情緒障害及び軽度の知的障害がある場合で、当該学年の各教科の学習をすることが適当でない場合は、下学年の各教科の目標や内容に替えることをまず検討します。

※下学年の各教科の目標・内容に替えることは、その後の学習の在り方を大きく左右したり、進路選択にも影響を及ぼしたりすることから、慎重に検討を進める必要があります。



#### ～ Bさん（小学校5年生）の実態を踏まえた教育課程及び個別の指導計画の検討～

各教科	国語(小4)	
	社会	
	算数(小4)	
	理科	*
	音楽	*
	図画工作	*
	家庭	*
	体育	*
	外国語	
	道徳科	
	総合的な学習の時間	
	特別活動	

\* は交流及び共同学習



自立活動

##### <下学年の教科の目標・内容への変更>

国語と算数の内容理解に時間を要するため、これらの教科は、下学年の教科の目標及び内容に替えることにしました。

##### <交流及び共同学習>

個別の指導の必要性やBさんの主体性の発揮しやすさなどの観点から、国語、社会、算数、外国語、道徳科、総合的な学習の時間、特別活動(学級活動)及び自立活動は、基本的に特別支援学級で学習し、可能な教科は、交流学級で、交流及び共同学習を行うことにしました。

交流学級での学習では、基礎的・基本的な学習内容の習得に重点を置き、交流学級の担任と連携を図り、担任や支援者が付き添ったり、必要に応じて特別支援学級で個別に指導をしたりすることにしました。

##### <自立活動>

自立活動は、「自分の得意な面を活用して学習上又は生活上の困難を克服したり、成功体験に基づく意欲の向上を図ったりすること」、「身体の動きを高めること」などを指導目標にしました。週に1時間設定し、各教科等でも配慮して学習することにしました。自立活動の時間の35時間は、Bさんにとって負担過重とならないよう考慮し、総授業時数内に含め、各教科等の授業時数を適切に定めることにしました(参照:特別支援学校学習指導要領解説自立活動編第4章2-(2)自立活動の時間に充てる授業時数)。具体例は7ページに示します。

## 知的障害があり②が困難または特に必要がある場合

③知的特別支援学校の各教科、道徳科、外国語活動(必要に応じて)、総合的な学習の時間(小は設けないこともできる)、特別活動 + 自立活動

Cさんの例



Cさんは、小学校1年生です。マイペースで、納得するまでじっくり物事に取り組みます。中度の知的障害があり、食事や着替え、排せつなどの身辺処理に一部介助を必要とする場合があります。行動のきっかけをつかめないとその場にとどまって動こうとしないことがあり、幼稚園の生活でも友達と一緒に活動できないことがありました。保護者との相談の結果、Cさんが自分のペースで生活や学習をしながら、力を伸ばしていける特別支援学級に在籍することになりました。

(教育課程編成に関する留意事項)

### <知的代替の教育課程>

知的障害の状態から、下学年の各教科の学習をすることが適当でない場合、知的特別支援学校の各教科に替えることができます。小学部の各教科等は、生活、国語、算数、音楽、図画工作及び体育、道徳科、特別活動並びに自立活動です。外国語活動については、児童や学校の実態を考慮し、必要に応じて設けることができます。

### <教科等を合わせた指導>

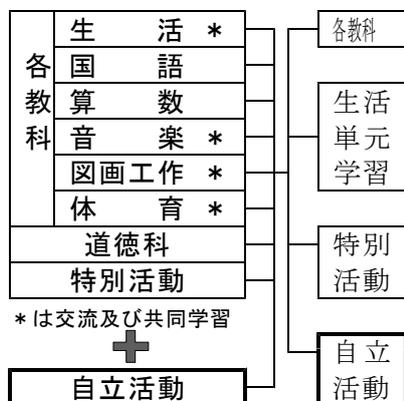
特別支援学校において、知的障害又は複数の種類の障害がある場合は、各教科、道徳科、外国語活動、特別活動及び自立活動の一部又は全部を合わせた指導(学習指導要領総則第1章 第3節3-(3)(才))を行うことができます。これらは、「日常生活の指導」、「生活単元学習」、「遊びの指導」、「作業学習」などです。

### <知的の各教科>

知的特別支援学校中学部の「職業・家庭」に相当する中学校の教科は「技術・家庭」、同じく小学部の「生活」に相当する小学校の教科は「社会」、「理科」、「家庭」と考えてよい(特別支援学校学習指導要領解説総則編第2章第8節の2)ことになっています。したがって、小学校の「生活」と特別支援学校の「生活」は、名称は同じですが、内容は異なる教科ということになります。



～Cさん(小学校1年生)の実態を踏まえた教育課程及び個別の指導計画の検討～



### <教科等を合わせた指導>

Cさんの知的障害の状態から、知的特別支援学校の各教科に替えて学習することにしました。各教科の学習の一方で、実際の生活に即したテーマで学習することが効果的な、各教科等の一部を合わせて指導する「生活単元学習」も設定することにしました。

### <交流及び共同学習>

Cさんが入学前に一緒に園生活を送っていた同学年の友達とのつながりも大切にしたいと考えました。交流学級を決めて、Cさんが参加可能な音楽、図画工作、体育などの教科で交流及び共同学習を計画的に行うことにしました。あらかじめ、どの単元で行うかを検討し、Cさんにとって負担過重にならないよう、週に2～3時間程度で計画することにしました。その際には、支援者が付き添うことにしました。

※生活単元学習は、指導の形態なので、指導要録では各教科等で評価を記述します。

※小学校3年生以上における総合的な学習の時間は、合わせた指導に含めることはできません。



## 知的障害のない特別支援学級の例(中学校)

### ①当該学年の教科等＋自立活動

【自閉症・情緒障害特別支援学級(2年Aさん、2年Dさん、3年Eさん)の例】

① 前述のAさんが在籍する学級を例に、どのように教育課程を編成するかを示します。

特別支援学級は、異学年の子どもが在籍していることが多くあります。また、知的障害のない特別支援学級と知的障害特別支援学級の2学級を設置している学校もあります。そこで、教育課程は、特別支援学級ごとに各学年一つの教育課程を編成します。

この学級には、2年生が2名、3年生が1名在籍しています。2年生の教育課程は一つですが、実態に合わせて学習スケジュールを二つ作成することにしました。知的障害がない場合、中学校では教科担当制が基本ですから、担任が担当できる時間に限りがあります。学校全体で各教科等の指導体制を整備したり、時間割の調整をしたりする必要があります。なお、生徒の負担過重とならないように考慮し、自立活動の時間は、各学年の総授業時数内で設定することにし、各教科等の授業時数を適切に設定することにしました。

教育課程表(例1) 教育課程表中の**数字**は、標準授業時数から変更調整した部分

区 分	授業時数 (標準)		特別支援学級 (例)								
	第2学年	第3学年	第2年	特	交流	第3年	特	交流			
			担	外	付	独	担	外	付	独	
各教科	国語	140:4	105:3	140	4			105	3		
	社会	105:3	140:4	105	3	3		105	3		
	数学	105:3	140:4	105	3	3		140	4		
	理科	140:4	140:4	140			4	140		4	
	音楽	35:1	35:1	35			(1)	35		(1)	
	美術	35:1	35:1	35			1	35			1
	保健体育	105:3	105:3	105			3	105			3
	技術・家庭	70:2	35:1	70			(2)	35		(1)	
	外国語(英)	140:4	140:4	105	3			140			4
特別の教科 道徳	35:1	35:1	35	1			35	1			
総合的な学習の時間	70:2	70:2	70	2			35			1	
特別活動(学級活動)	35:1	35:1	35	1			35	1			
自立活動			35	1			70	2			
総 授 業 時 数	年間1015 週29		1015 週29			1015 週29					

担：担任(国語免許) / 外：担任以外 / 付：付添あり(数字)は担任以外が付添 / 独：付添なし  
 第2学年の社会・数学は、1名が交流及び共同学習を実施

## 〔学習スケジュールの作成〕

2年生のAさんとDさん、3年生のEさんの3人が在籍する学級で、2年生のAさんとDさんが、それぞれ異なる交流学級で交流及び共同学習を行う場合で、学習スケジュールの作成例を以下に示します。

学習スケジュールの作成例 1

	月				火				水				木				金			
	A	D	E	担	A	D	E	担	A	D	E	担	A	D	E	担	A	D	E	担
1校時	国	国	特		国	自	特		国	国	特		国	国	特		道			特
2校時	社	数	理	付E	数	音	英		数	社	英		数	社	理	付E	社	数	体	2B
3校時	理	技	数		体	社	理	引E	英	理	付E		社	体	英	2B	理	体	英	2C
4校時	英	技	2B		理	体	社	2C	体	美	総	付E	体	数	社	2C	美	理	数	
5校時	技	理	体	2C	音	理	数	2B	技	理	社		理	技	数		総	音	特	
6校時					英	体			総	美	特		学		特		自		特	

- \* 担任は、特別支援学級の国語、道徳科、自立活動等と2年B、C組の国語(表中では2B、2C)を担当。特は特別支援学級での指導を、付EはEさんの交流及び共同学習への付添を表す。
- \* 表中の㊟等は、交流及び共同学習。

全校の時間割作成時に、このような学習スケジュールを前提にコマ組みを考えることで、実現可能となります。特別支援学級を後回しにすると、特別支援学級の時間割を組むことが困難になります。

## コラム

### 「合理的配慮と個別の指導計画等」

障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）に基づき、文部科学省は、所管事業分野の対応指針を策定（平成28年4月1日から適用）し、不当な差別的扱い及び合理的配慮の基本的な考え方を示しました。

その中で、学校教育分野については、障害者との関係が長年にわたるなど固有の特徴を有することから、具体例や特に留意すべき点を別紙にて示しています。

（具体例の一部）

- 疲労を感じやすい障害者のため、別室や休憩スペースを用意する。
- 聴覚過敏の児童生徒のために、教室の机やイスの脚に緩衝材をつけて雑音を軽減する。
- 視覚情報の処理が苦手な児童生徒のために、黒板周りの掲示物等の情報量を減らす。
- 知的障害に配慮した情報の提供（要点を筆記する。漢字にルビ・・）をする。

合理的配慮は、学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないものであるとされています。本人・保護者、設置者、学校で建設的な対話により可能な限りの合意形成を行った上で、合理的配慮の内容を個別の教育支援計画に明記し、個別の指導計画においても活用していきます。実行した結果を定期的に評価し、柔軟に見直すことも必要です。

# 知的障害特別支援学級の例(小学校)



## ② 下学年の各教科等＋自立活動の時間の設定【5年生の例】

- ② 前述のBさんが在籍している5年生の場合で、自立活動の時間の設定例を示します。  
この例では自立活動の時間を総授業時数に含めて設定していますが、含めなくて設定する場合もあります。

教育課程表(例2) 教育課程表中の**数字**は、標準授業時数から変更調整した部分

区 分	第5学年 (標準)	変更調整		交流	
			特	付	独
各教科	国語	175 5	161	4.6	
	社会	100 2.9	100	2.9	
	算数	175 5	154	4.4	
	理科	105 3	105		3
	音楽	50 1.4	50		1.4
	図画工作	50 1.4	50		1.4
	家庭	60 1.7	60		1.7
	体育	90 2.6	90		2.6
外国語	70 2	70	2		
特別の教科 道徳	35 1	35	1		
総合的な学習の時間	70 2	70	2		
特別活動(学級活動)	35 1	35	1		
自立活動		35	1		
総 授 業 時 数	1015 / 29				週29

特：特別支援学級／交流：交流及び共同学習／付：付添あり／独：付添なし

### 時間割例2【1学期】

	月	火	水	木	金
1校時	国	国	国	国	社
2校時	算	算	算	算	道
3校時	社	総	体	理	理
4校時	図	合	音	社	体
5校時	家	音	理	学	自
6校時	/	体	外	家	外

自立活動の時間を毎週1時間設定します。左の時間割例2では、金曜日の5校時に位置付けています。

### 【参考】

(略) 自立活動の時間に充てる授業時数は、児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じて、適切に定めるものとする。(特別支援学校小学部・中学部学習指導要領)

児童生徒の実態及びその負担過重について十分考慮し、各教科等の授業時数を適切に定めることが大切である。

(特別支援学校学習指導要領解説 自立活動編)



## 知的障害特別支援学級の例(小学校)

### ③知的特別支援学校の各教科に替えた場合【1年生の例】

- ③ Cさんが在籍する1年生の場合で、知的特別支援学校の各教科等（各教科、道徳科、外国語活動、特別活動及び自立活動の一部又は全部）を合わせた指導である「生活単元学習」を設定する例を示します。

総授業時数は各学年に準じ、各教科等の年間授業時数は、別表第一を参考に適切に定めます。

教育課程表(例3) 教育課程表中の数字は、標準授業時数から変更調整した部分

区分	第1学年		交流	
	(標準)	変更調整	特付	
各教科	生活	102:3	102:3	1
	国語	306:9	255:7.5	7
	算数	136:4	119:3.5	3
	音楽	68:2	68:2	1:1
	図画工作	68:2	68:2	1:1
	体育	102:3	102:3	2:1
特別の教科 道徳	34:1	34:1		
外国語活動				
総合的な学習の時間				
特別活動(学級活動)	34:1	34:1	1	
自立活動 (生活単元学習)		68:2	2 →4	
総授業時数	850/25	850	週25	

この例では、道徳科の内容について、生活に結び付いた具体的活動を通して指導するため、生活単元学習の中で取り扱うことにしました。

特：特別支援学級／交流：交流及び共同学習／付：付添あり

時間割例3【1学期】

	月	火	水	木	金
1校時	国	国	国	国	国
2校時	算	音	算	算	生
3校時	自	生	体	図	単
4校時	生	単	国	図	国
5校時	体	体	音	学	自
6校時					

※音楽、図工、体育の学習の場については、単元により、特別支援学級か交流学級かを検討して決める。

### 【参考】

教科等を合わせて指導を行う場合には、取り扱われる教科等の内容を基に、児童生徒の知的障害の状態や経験等に応じて、具体的に指導内容を設定し、指導内容に適した時数を配当することが大切である。指導に要する授業時数をあらかじめ算定し、関連する教科等を教科等別に指導する場合の授業時数の合計と概ね一致するように計画する必要がある。

(特別支援学校学習指導要領解説各教科等編 第4章第2節の4)

## 参考となる資料等

### ● 特別支援教育指導資料第26集

「特別支援学級における指導の充実に向けて(1)」

初めて特別支援学級の担任となった先生向けに、特別支援学級の法的な位置付け、教育課程、自立活動の指導について、解説しています。

下記URLよりダウンロードできます

[http://www.nc.center.gsn.ed.jp/?page\\_id=249](http://www.nc.center.gsn.ed.jp/?page_id=249)

【総合教育センターWebページ>特別支援教育>指導資料】

### ● 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

「小学校・中学校管理職のための

特別支援学級の教育課程編成 ガイドブック -試案-

管理職、あるいは市町村の指導主事が、特別支援学級の教育課程編成に関して指導・助言する際の参考にできるように作成されています。

下記URLよりダウンロードできます

<http://www.nise.go.jp/cms/7,11519,32,142.html>

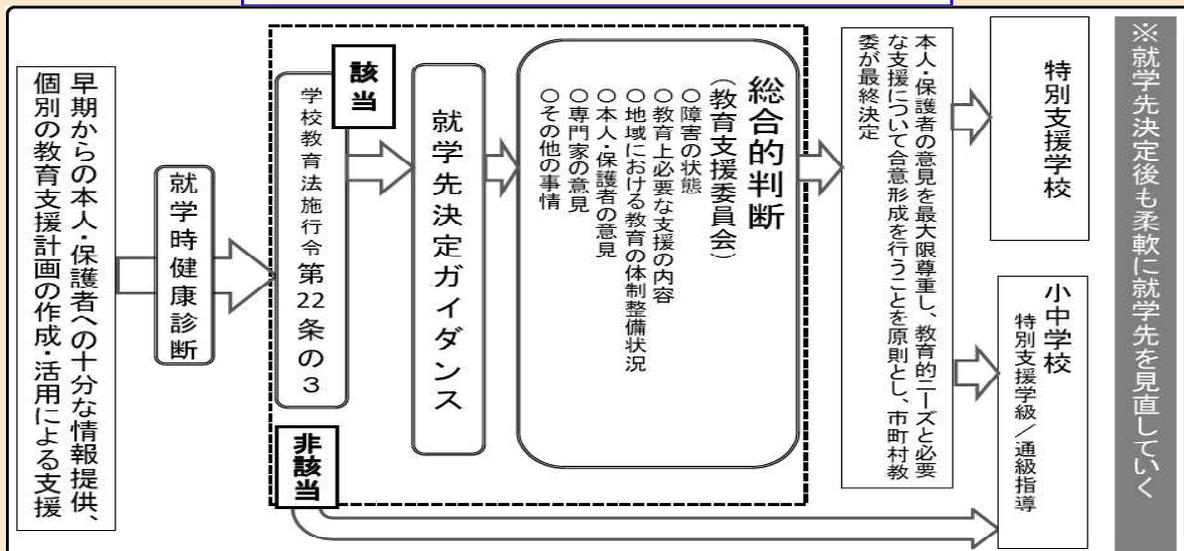
【国立特別支援教育総合研究所Webページ>サイト内検索】

## コラム

「認定特別支援学校就学者」

平成25年9月1日に、学校教育法施行令が改正され、就学先決定の仕組みが改められました。これにより、学校教育法施行令第22条の3は、特別支援学校に入学可能な障害の程度を示すものとなり、この表に規定する程度の障害があり、障害の状態に加え、教育的ニーズ、学校や地域の状況、保護者や専門家の意見等を総合的に勘案して、障害のある児童生徒の就学先が個別に判断・決定されることになりました。この判断により特別支援学校に就学することが適当と認められた者を「認定特別支援学校就学者」と呼びます。

障害のある児童生徒の就学先決定についての概要図



発行者 群馬県総合教育センター（特別支援教育センター）  
☎ 0270-26-9218（特別支援研究係）